

## 児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書

現代の児童・生徒を取り巻く状況として、児童虐待、薬物乱用、いじめ・暴力などの犯罪被害や非行問題がますます複雑化・深刻化している。また、児童・生徒の生命の安全、非行防止及び犯罪被害防止に関し、学校や保護者だけでは、解決が困難なケースも増えている。

このような状況の中で、児童・生徒が抱えるそれぞれの問題に適切に対応し、立ち直り活動を効果的に推進するためには、学校と警察がこれまで以上に密接に連携していくことが必要不可欠であることから、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とし、互いに連携して児童・生徒を支援・指導する。

（定義）

第2条 この協定において用語の意義は、次の各号のように定めるところによる。

- （1）非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
- （2）犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をいう。）をいう。

（連携機関）

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）教育委員会及び大和市立の小学校並びに中学校（以下「学校」という。）
- （2）警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（相互連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るために、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行うものとする。

（相互連携を行う事案）

第5条 この協定により相互連携する事案は、次に掲げるものとする。

（1）警察から学校へ提供する事案

警察から学校へ提供する情報及び相互連携により支援・指導する事案は、学校での指導や支援が必要なものとする。ただし、犯罪捜査等に支障がある場合を除く。

- ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事実
- イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
- ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれがある事案
- エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事実
- オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

（2）学校から警察へ提供する事案

学校から警察へ提供する事案は、学校の指導だけでは解決の見込みがなく、児童生徒の生命の安全又は犯罪防止若しくは犯罪被害防止のために、警察の支援・指導が必要と判断したものとする。ただし、事件として扱われる事案に関しては、本制度の対象としない。

- ア 犯罪行為等に関する事実
- イ いじめ、児童虐待等に関する事案
- ウ 非行集団に関する事案
- エ 薬物等に関する事案
- オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

(相互連携による支援・指導のために提供する情報の内容)

第6条 学校と警察が相互連携し、支援・指導するために提供する情報は、次の内容とする。

(1) 警察から学校へ提供する内容

ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・クラスに関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容

ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

(2) 学校から警察へ提供する内容

ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・クラスに関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容

ウ 事案に係る指導状況に関する内容

エ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

(相互連携の従事者及び方法)

第7条 相互連携のための情報提供は、校長又は校長があらかじめ指定する者及び警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者が所定の連絡票をもって行う。ただし、緊急の場合は、口頭で情報提供した後、連絡票をもって行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集した情報の秘密保持を徹底するため、次のとおり取扱うものとする。

(1) 情報収集した文書の保存期限は1年とし、保存期限を過ぎた文書は廃棄する。

(2) 収集した情報は、この協定以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

(1) 提供する情報については、正確を期すること。

(2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。

(3) 警察は、収集した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、収集した情報を児童・生徒に不利益処分を課すために利用しないこと。

(4) 学校が情報提供をするに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成23年5月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、大和市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月18日

大和市教育委員会  
教育長 滝澤 正 印

神奈川県警察  
本部長 久我 英一 印